

広島地方裁判所 平成●●年（○○）第●●号 差押債権取立請求事件
国側当事者・国
令和元年9月6日認容・確定

判 決

原告	国
同代表者法務大臣	山下 貴司
同指定代理人	増原 英司
同	山西 浩仁
同	川合 康之
同	岡野 大祐
同	渡辺 孝之
同	山崎 保彦
同	石原 含英
被告	株式会社Y
同代表者代表取締役	A
同訴訟代理人弁護士	山下 哲夫
同	大島 礼香

主 文

- 1 被告は、原告に対し、280万円及びこれに対する平成30年3月24日から支払済みまで年6分の割合による金員を支払え。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。
- 3 この判決は、第1項に限り、仮に執行することができる。

事実及び理由

第1 請求

主文第1項と同旨

第2 事案の概要

1 事案の要旨

本件は、訴外株式会社B（以下「滞納会社」という。）に対し租税債権を有し、滞納会社の有する被告の運営するゴルフクラブのゴルフ会員権を差し押さえた原告が、被告に対し、取立権により上記ゴルフ会員権に係る会員契約を解約したと主張して、取立権に基づき、入会保証金280万円及びこれに対する弁済期の後の日（訴状送達の日翌日）である平成30年3月24日から支払済みまで商事法定利率年6分の割合による遅延損害金の支払を求める事案である。

- 2 争いのない事実等（証拠等によって認定した事実は認定に用いた証拠等を末尾に掲記する。）

- (1) 被告は、ゴルフ場の経営等を目的とする株式会社であり、「Y」と称する預託金会員制のゴルフクラブ（以下「本件ゴルフクラブ」という。）を主宰し同クラブを運営している。
- (2) 本件ゴルフクラブの会則（以下「本件会則」という。）には、平成21年3月10日時点で、退会及び入会保証金について次の規定がある。（甲6、乙5の1、弁論の全趣旨）
- ア 6条2項
- 入会保証金は無利息・無配当にて預り、入会保証金完納後5年間据置き、その後会員の退会の申し出をし返還を請求した場合には理事会及び取締役会の承認を得て会員券並びに会員証と引換えに返還するものとする。
- ただし、天災・地変その他会社（判決注：被告を指す。本（2）項につき以下同じ。）経営に重要な支障を来たと認められた場合は理事会及び取締役会の決議により据置期間を延長することができる。
- イ 6条3項
- 会員は入会保証金の返還をうけるのと同時に会員たる資格を喪失する。
- ウ 6条4項
- 会社が第2項の規定によって入会保証金を返還する場合、会員が会社に対し滞納年会費その他の支払債務を負担している場合には返還時において対当額で相殺し、会社は会員の債務金額を控除した残額を支払うものとする。
- エ 9条
- 会員はクラブを退会しようとするときは、文章をもってクラブに届け出て理事会の承認を得なければならない。
- ただし、原則として一度退会した会員は再入会は出来ない。
- (3) 滞納会社は、本件ゴルフクラブに係る会員券の発行を受けていたCから、本件ゴルフクラブに係るゴルフ場及び付属施設の優先的利用権並びに入会保証金280万円（以下「本件保証金」という。）の返還請求権（以下、上記のゴルフ場及びその付属施設の優先利用権並びに本件保証金の返還請求権を併せて「本件ゴルフ会員権」という。）を譲り受け、平成7年3月16日、被告に対し、本件ゴルフ会員権の名義をCから滞納会社へ書き換える旨の申請をした。
- (4) 原告は、滞納会社に対し、平成13年8月22日時点において、別紙「租税債権目録（1）」記載のとおり、既に納期限を経過した合計5584万4800円の法人税、消費税及び地方消費税の各租税債権（加算税及び延滞税を含み、未確定の延滞税を除く。以下「本件租税債権」という。）を有していた。なお、滞納会社は、本件租税債権を一部納付するなどしたので、平成29年10月18日時点における本件租税債権は、別紙「租税債権目録（2）」記載のとおり合計771万2731円であった。（甲2、3）
- (5) 原告は、平成13年8月22日、国税徴収法73条1項に基づき、本件ゴルフ会員権を差し押さえ、被告に対し、同月24日、差押通知書を送達した。（甲2、7）
- (6) 原告は、被告に対し、広島国税局長名義の平成21年3月10日付け退会届（以下「本件退会届」という。）及び入会保証金返還請求書を送付し、これらは遅くとも同月13日までに被告に送達された。（甲8の1・2）
- (7) 原告は、平成29年2月17日、被告に対し、本件ゴルフ会員権に係る会員券を發出し、同月18日、被告に送達された。（甲11の1・2、弁論の全趣旨）

(8) 被告は、平成31年1月30日、原告に対し、同日付け準備書面(3)をもって、予備的に、被告の滞納会社に対する別紙年会費一覧表記載の年会費債権と、本件保証金の返還請求権とを対当額で相殺するとの意思表示をした。

3 争点及び争点についての当事者の主張

(1) 原告による退会の意思表示の可否

ア 原告の主張

原告は、上記2(5)のとおり、国税徴収法73条1項に基づき本件ゴルフ会員権を差し押さえ、これにより、同法73条5項の準用する同法67条1項によって、本件保証金の返還請求権の取立権を取得した。

国税徴収法67条1項の取立権の内容は、民事執行法155条1項の取立権の内容と別異に解すべき理由はないから、差押債権者である原告は、自己の名で、被差押債権の取立てに必要な範囲で債務者(滞納会社)の一身専属的権利に属するものを除く一切の権利を行使できるものと解される。

原告が差し押さえた本件ゴルフ会員権は、預託金会員制ゴルフクラブの会員権であるところ、預託金会員制ゴルフクラブの会員契約に係る解約権は、退会の意思表示のみによって法律効果を生じさせるものであるから、その法的性質は形成権であると解され、預託金会員制ゴルフクラブの会員契約についても、一身専属的権利と認められる場合でない限り、当該ゴルフ会員権を差し押さえた債権者が、自らその解約権(形成権)を行使することができるというべきである。

これを本件ゴルフクラブに係る会員契約(以下「本件会員契約」という。)についてみると、その解約権は、身分法上の権利とは性質を異にし、その行使を会員のみの意思に委ねるべき事情はないから、会員の一身専属的権利であるとは認められない。また、本件会員契約においては、本件保証金の返還請求権は会員による退会の申出を条件に発生することとされているから(本件会則6条2項)、原告が上記返還請求権を現実化してこれを取り立てるためには、本件ゴルフクラブからの退会の意思表示が必要不可欠であるし、本件ゴルフ会員権は生活保障機能を有するものではなく差押禁止財産にも当たらない。

以上によれば、本件ゴルフ会員権を差し押さえた債権者である原告は、国税徴収法67条1項に基づく取立権を行使するために、自ら本件会員契約の解約権の行使(退会の意思表示)をすることができるというべきである。

イ 被告の主張

本件ゴルフ会員権を差し押さえた原告が国税徴収法の規定により退会の意思表示ができると解することは、会員が退会することなくゴルフ会員権から保証金返還請求権を分離して処分するのと等しく、認められないというべきである。

ゴルフ会員権の差押えについて、金銭債権の取立てに関する民事執行法155条1項の解釈は妥当しない。現に、私債権によるゴルフ会員権の差押えの場合には、その他財産権に対する執行方法によることになっている。

(2) 原告の退会の意思表示の時期

ア 原告の主張

原告は、本件退会届を被告に送達して、本件ゴルフクラブを退会する意思表示をした。

本件退会届には、「退会届」との表題の下、「退会いたしたいと存じます」と明記されている。また、原告は、本件退会届と併せて入会保証金返還請求書も送付しており、同請求書には、「貴クラブを退会するにあたり、入会保証金の返還を請求しますので、下記口座に振り込みをお願いいたします。」などという文言が記載されている。このような本件退会届等の記載に加え、原告が本件会則6条2項に規定された本件ゴルフクラブからの退会手続を全て履行している等の事実関係からすれば、本件退会届には明確に退会意思表示が現れており、被告においても、これを退会意思表示と認識し、又は容易に認識し得たものである。

イ 被告の主張

仮に、原告が取立権の行使のため本件ゴルフクラブを退会する意思表示ができるとしても、本件退会届は、会員権譲渡に伴う名義変更手続のための手続書類としてクラブ宛てに交付される様式のものであり、会員契約解約の意思表示がされたものか明確でないから、本件退会届をもって会員契約解約の意思表示がされたとは認められない。会員契約解約の意思表示は、本件の訴状送達をもって被告に到達したものである。

(3) 本件保証金の返還請求に対する理事会及び取締役会の承認の可否

ア 原告の主張

本件では、本件保証金の返還に関しては特段の条件は付されておらず、滞納会社が本件ゴルフ会員権を譲り受けた時点で本件保証金の据置期間は経過している。したがって、滞納会社は、いつでも本件ゴルフクラブを退会して本件保証金を返還請求することができるのであるから、差押債権者である原告も、取立権に基づき、自ら退会の意思表示をして、被告に対し、本件保証金の返還請求をすることができる。被告としては、理事会及び取締役会を開催して、原告からの退会の意思表示及び本件保証金の返還請求を承認する十分な期間があったにもかかわらず、あえてこれを行わなかったのであり、被告が理事会及び取締役会の承認がないことを理由に本件ゴルフクラブからの退会及び本件保証金の返還に応じないことは許されないというべきである。

イ 被告の主張

仮に、原告が退会の意思表示及び本件保証金の返還請求をすることができるとしても、本件会則6条2項は、会員の退会の申出に対し理事会及び取締役会の承認を要件として保証金を返還するものとしており、本件では、本件ゴルフクラブの理事会及び被告の取締役会の承認がないから、原告は保証金の返還を請求できない。

(4) 被告による相殺の可否

ア 被告の主張

仮に、原告が取立権に基づき退会の意思表示をすることができるとしても、被告は、滞納会社に対し、別紙年会費一覧表の金額欄記載のとおり、平成23年度分から平成31年度分まで、合計37万1400円の年会費支払債権を有しているから、被告の滞納会社に対する年会費支払債権を自働債権とし、滞納会社の被告に対する本件保証金返還請求権を受働債権として対当額で相殺した。

本件会則13条に、「会員は、年会費及び諸料金を会社に支払うこと」とあり、本件ゴルフクラブの施行細則（以下「本件細則」という。）24条において、「会員は、毎年1月1日より12月31日までの会費を前納しなければならない」と定められ、その前納

の時期は、慣例により例年12月1日に翌年分を請求することとなっている。よって、本件ゴルフ会員権についての本件会員契約の締結時に、年会費支払請求権は発生しており、その弁済期は、当該年度の前年の12月1日である。

したがって、被告は、本件会員契約に基づく年会費支払債権を差押通知よりも前に取得している。

また、上記(2)イのとおり、原告による本件ゴルフクラブの退会の意思表示がなされたのは本件の訴状送達の日である平成30年3月23日であり、少なくとも平成30年分までの年会費は発生している。

イ 原告の主張

上記(2)アのとおり、原告は、平成21年3月10日付け本件退会届によって本件会員契約を解約し、滞納会社は会員資格を喪失しているから、平成22年度以降の年会費の支払義務を負わず、被告が自働債権として主張する年会費は、そもそも債権として発生していない。

被告は、年会費支払請求権の発生時期は会員契約締結時であるなどと主張するが、本件会員契約上、あるいは慣例上、本件ゴルフクラブの各年度の年会費の弁済時期は当該年度の前年の12月1日とされており、その時まで各年度の年会費支払債権が発生しているということとはできない。

第3 当裁判所の判断

1 原告による退会の意思表示の可否

(1) 原告は、上記第2の2(5)のとおり、国税徴収法73条1項に基づき、同項の規定する「財産」に当たる本件ゴルフ会員権を差し押さえ、これにより、同法73条5項の準用する同法67条1項によって、本件ゴルフ会員権についての取立権を取得した。

そして、金銭債権の差押えに係る民事執行法155条1項の取立権は、その内容として、差押債権者は、自己の名で被差押債権の取立てに必要な範囲で債務者の一身専属的権利に属するものを除く一切の権利を行使することができるものと解されるどころ（最高裁平成●●年(〇〇)第●●号同11年9月9日第一小法廷判決・民集53巻7号1173頁）、国税徴収法73条5項の準用する同法67条1項の取立権について、これと別異に解すべき理由はなく、本件ゴルフ会員権についても、差押債権者は、自己の名で被差押債権の取立てに必要な範囲で債権者の一身専属的権利に属するものを除く一切の権利を行使することができるというべきである。

(2) そこで、取立権の行使として、差押債権者である原告が、本件ゴルフクラブからの退会の意思表示をすることができるのかについて検討する。

ア まず、本件ゴルフ会員権は、本件会則においてその譲渡を前提とする規定が置かれていることからすると（例えば、本件会則12条1項では「会員は自己の会員資格を譲渡することができる。」と規定されている。）、譲渡可能な財産権であるということができ、一身専属権ということとはできないし、また、本件ゴルフクラブからの退会の意思表示も、身分法上の権利とは性質を異にするもので、その行使を会員のみ意思に委ねることとすべき事情は見当たらないから、一身専属的権利に属するものということとはできない。

イ 次に、原告が本件ゴルフクラブからの退会の意思表示（本件会員契約の解約権の行使）をすることが、被差押債権の取立てに必要な範囲での権利の行使に当たるのかにつ

いてみると、原告が本件において取立権によって取得したとして請求する本件保証金の返還請求権は、会員が本件ゴルフクラブから退会の意思表示をすることによって発生する権利であり、退会の意思表示をすることは、差し押さえた本件ゴルフ会員権から被差押債権の回収を図るために必要な行為である。この点について、本件ゴルフ会員権と同じ預託金会員制のゴルフクラブのゴルフ会員権の換価方法として、公売による方法も考えられ、被告もその方法があることを指摘するようであるが、ゴルフクラブから退会して保証金から回収する方が差押債権者に有利な場合も考えられるのであり、かかる方法があるからといって、退会の意思表示をすることが被差押債権の取立てに必要な権利の行使に当たることを否定されるものではない。

また、退会の意思表示は、これによって本件会員契約上の会員たる地位を喪失させるものではあるが、本件ゴルフ会員権は、滞納会社の業務には直接には関係しない本件ゴルフクラブに係るゴルフ場の利用等についてのもので（甲1、弁論の全趣旨）、本件ゴルフクラブから退会したとしても、滞納会社の営業活動等に直結する利益を消滅させるなどのものではないから、被差押債権の回収のために行われた原告による退会の意思表示が、被差押債権の取立てに必要な範囲を超えるものということもできない。

ウ 以上によれば、差押債権者である原告は、本件ゴルフ会員権についての取立権の行使として、有効に本件ゴルフクラブからの退会の意思表示をすることができるというべきである。

(3) ところで、被告は、ゴルフ会員権の差押えについて、金銭債権の取立てに関する民事執行法155条1項の解釈は妥当しない旨の主張をする。

しかし、被差押債権が金銭債権であるか国税徴収法73条1項の規定する財産であるかによって取立てに必要な権利の範囲に自ずと違いがあるとしても、上記財産の場合にも被差押債権の取立てに必要な範囲で権利の行使を認めるべき必要性があるし、債権の取立てについての国税徴収法67条1項を準用する同法73条5項は取立権の範囲に同法67条1項の場合と異なる何らかの制限を加えているわけでもないのであるから、被告の上記主張は採用できない。

また、被告は、本件ゴルフ会員権を差し押さえた原告が国税徴収法の規定により退会の意思表示ができると解することは、会員が退会することなくゴルフ会員権から預託金返還請求権のみを分離して処分するのと等しく認められない旨の主張もするが、原告による退会の意思表示により滞納会社は退会し、これによって例えば本件ゴルフ会員権の内容となっていたゴルフ場及び付属施設の優先的利用権も消滅するのであるから、預託金返還請求権のみを分離して処分するのと等しいとはいえず、被告の上記主張も採用できない。

2 原告の退会の意思表示の時期

(1) 第2の2の事実に加え、証拠（甲8の1・2）及び弁論の全趣旨によれば、本件会則9条は、クラブを退会しようとするときは、文章をもってクラブに届け出て理事会の承認を得なければならないと定めていること、原告は、被告に対し、退会を届け出る書面として、Y理事長に宛てた広島国税局長名義の本件退会届を作成したこと、本件退会届には、「下記の理由により退会いたしたいと存じますのでご承認をお願い申し上げます。」との記載があり、理由の欄には何も記載がないこと、原告は、被告に対し、本件退会届と併せて、「貴クラブを退会するにあたり、入会保証金の返還を請求します」などと記載された入会保証金返還請

求書を送付したこと、入会保証金返還請求書の振込先は広島国税局歳入歳出外現金出納官吏財務事務官名義の普通預金口座であったこと、原告は、本件退会届の送付に先立つ平成13年8月24日、本件ゴルフ会員権を差し押さえたことを被告に通知したことが認められる。

上記認定事実によれば、本件退会届には、「退会届」との表題の下、「退会いたしたいと存じます」と明記されており、併せて「貴クラブを退会するにあたり、入会保証金の返還を請求します」などと記載された入会保証金返還請求書も送付されているのであるから、先に差押えが通知されていたことも併せ考慮すれば、被告において、差押債権者である原告が、本件保証金返還請求権を行使するために本件ゴルフクラブ契約を解約する意思表示（退会の意思表示）をしたと認識することは十分に可能であり、本件退会届の送達をもって、退会の意思表示がされたといえることができる。

被告は、本件退会届が会員資格譲渡時の様式のものであると主張するが、本件会則及び本件細則においても退会の意思表示を特定の様式の書面とする必要がある旨定められているわけではないのであり、上記で認定説示した事情によれば、本件退会届の送達をもって、有効に退会の意思表示がされたといえることができる。

(2) したがって、原告の被告に対する退会の意思表示は、平成21年3月13日までに被告に送達されたと認められ、被告の主張は採用できない。

3 本件保証金の返還請求に対する理事会及び取締役会の承認の要否

本件ゴルフ会員権について、滞納会社が本件ゴルフ会員権を取得した時点で据置期間を経過していたこと、上記2で認定した原告による退会の意思表示及び保証金の返還請求に対し、本件ゴルフクラブの理事会及び被告の取締役会の承認がないことは当事者間に争いが無い。

そこで検討すると、本件ゴルフ会員権は、上記第2の2(3)のとおり、ゴルフ場及び付属施設の優先的利用権のほか、保証金の返還請求権をその内容とするものであるから、退会の意思表示がされた場合には、本来、直ちに保証金は返還されるべきものであるが、会員がクラブに対して何らかの債務を負っている場合など直ちに全額の返還をすべきとすることを相当としない事情のある場合もあり得ることから、返還に当たってそのような事情の有無や返還額を確認して返還するため、理事会及び取締役会の承認を要するとされたものと解される（平成21年3月当時の本件会則6条4項参照）。そうすると、そのような事情の有無等を確認するために必要な期間を経過したにもかかわらず、合理的な理由なく理事会及び取締役会の承認がされない場合には、理事会及び取締役会の承認がなくとも保証金の返還を求めることができるというべきである。

そして、本件において、退会の意思表示及び保証金の返還請求がされた後上記の期間が経過したことは明らかであり、また、返還を留保すべき合理的な理由があったとも認められないのであるから、原告は、理事会及び取締役会の承認がなくとも、本件保証金の返還を求めることができる。

4 被告による相殺の可否

(1) 上記2のとおり、本件ゴルフ会員権についての本件会員契約は、平成21年3月13日までに解約されたと認められる。

(2) 被告は、年会費は会員契約締結時に年会費支払請求権が発生しているため、自働債権は差押前に取得したと主張する。

しかし、会員契約の締結時には通常は当該会員契約がいつまで継続されるか明らかでな

いのであるから、本件会員契約の解釈としてその締結時に将来のものも含めて全ての年会費支払請求権を発生させる趣旨のものであったとは考えにくい上、証拠（甲6、乙5の1・2）によれば、本件会則13条では「会員は年会費及び諸料金を会社に支払うこと」と、本件細則24条では「会員は、毎年1月1日より12月31日までの会費を前納しなければならない」とそれぞれ定められていることが認められ、これらの点に鑑みると、本件ゴルフクラブの会員は、各年度において本件ゴルフクラブの会員であることを条件に年会費の支払義務を負うものと解される。そして、被告においては、慣例によりその基準時を前年の12月1日としていたものと認められる（弁論の全趣旨）ところ、上記（1）のとおり、本件会員契約は、平成21年3月13日までに解約され、滞納会社は本件ゴルフクラブの会員たる地位を失っていたのであるから、被告が自働債権として主張する平成23年度分から平成31年度分までの年会費支払請求権は、いずれも発生したと認められない。

（3）よって、被告の主張は採用できない。

5 以上によれば、原告の請求は理由があるから、これを認容することとして、主文のとおり判決する。

広島地方裁判所民事第1部
裁判長裁判官 谷村 武則
裁判官 能宗 美和
裁判官 信吉 将伍

別紙 省略